権利変換期日前の権利の状況
建築施設の部分を与えられることとなる者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者の借家権の目的となっている建築物
宅地
所在及び地番　藤枝市駅前一丁目八番二一
地目　宅地
地積（㎡）　一二二・六〇の内持分二分の一
宅地
所在及び地番　藤枝市駅前一丁目八番二二
地目　宅地
地積（㎡）　七・〇五の内持分二分の一
建築物
所在　藤枝市駅前一丁目八番地二一
藤枝市駅前一丁目八番地二二
家屋番号　八番二一
用途　専用住宅
構造の概要　木造二階建
延べ面積（㎡）　一〇三・七五の内持分二分の一
家屋番号　未登記
用途　専用住宅
構造の概要　木造平家建
延べ面積（㎡）　三五・一一の内持分二分の一
家屋番号　未登記
用途　倉庫
構造の概要　鉄骨造平家建
延べ面積（㎡）　十七・六八の内持分二分の一
宅地、借地権又は建築物の価額
宅地の価額（千円）　九七〇〇
建築物の価額（千円）　八番二一　三九〇九
未登記　二一二二
未登記　一〇九二
計（千円）　一六八二三
権利変換期日後の権利の状況
施設建築物の一部
専用部分
棟　B
階　八
番号　住八〇一
床面積（㎡）　一〇一・八八の内持分二分の一
用途　住宅
明細　配置設計図表示のとおり
共用部分の共有持分
B棟
全体共用　百万分の六二一九の内持分二分の一
一部共用
住宅・子育て支援施設共用
百万分の一一四三四の内持分二分の一
住宅共用
百万分の一一五六三の内持分二分の一
施設建築敷地の共有持分
施設建築敷地の区域
A－E敷地　配置設計図表示のとおり
共有持分　百万分の三七八一
建築施設の部分の価額の概算額（千円）
一六六三九

注一　専用部分の床面積について―登記の面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた水平投影面積となりますので、この面積とは異なります。

注二　都市再開発法第七十三条第一項第三号の規定により権利変換計画において定めた従前の宅地等の価額は、近傍類似の土地又は近傍同種の建築物の取引価額を考慮して定められた相当の価額です。

注三　施行者が確定した市街地再開発事業に要した費用の額及び都市再開発法第七十一条第一項又は第五項の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定められた相当の価額を基準として、各権利者に与えられる施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を確定します。

六　権利変換期日
平成二十七年十一月九日

以　上

（注）本件処分について不服があるときは、法百二十八条第一項及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づき、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に都道府県知事に審査請求をすることができます。

ただし、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることはできません。

平成二十七年十月九日

静岡県藤枝市駅前二丁目七番二六号
藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合
理事長　鈴木　健夫

信用事業の全部譲渡完了にかかる公告

当会は、平成二十七年六月二十六日開催の第六十四回通常総会における決議に基づき、平成二十七年九月二十八日をもって農林中央金庫（東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号）へ信用事業の全部を譲渡いたしましたので、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十八条第一項の規定により公告いたします。

平成二十七年十月九日

神奈川県横浜市金沢区富岡東二丁目一番二二号　神奈川県漁業協同組合連合会ビル
神奈川県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長　一杉　雄二

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年10月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エス・ユー・コーポレーション　②大阪府知事(3)51194　③代表取締役　植村真次　④大阪府大阪市東成区中道４丁目12番22号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東成区中道４丁目12番22号　株式会社エス・ユー・コーポレーション　代表取締役　植村真次
平成二十七年十月九日
東京都豊島区巣鴨一丁目一八番九号巣一会館七階
日本チョコレート工業厚生年金基金
代表清算人　平塚　正幸

権利変換計画認可公告

志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画について、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告します。

一　第一種市街地再開発事業の名称
志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業
二　施行者の名称
藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合
三　事務所の所在地
静岡県藤枝市駅前二丁目七番二六号
四　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
静岡県藤枝市駅前一丁目の一部
五　権利変換期日
平成二十七年十一月九日
六　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成二十七年九月十五日
平成二十七年十月九日
静岡県藤枝市駅前二丁目七番二六号
藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合
理事長　鈴木　健夫